

川口市朝日環境センター施設整備審議会条例

(設置)

第1条 朝日環境センターの施設整備に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を円滑に進めるため、川口市朝日環境センター施設整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から審議会が第2条の諮問に対して最終的な答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第 8 条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 53 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表廃棄物処理施設設置等調整委員会の項の次に次のように加える。

朝日環境センター施設整備 審議会	会 長	日 額	7, 8 0 0 円
	委 員	日 額	7, 2 0 0 円

い。

第3節 説明会及び懇談会

（説明会及び懇談会）

第13条 説明会は、課題、問題点等の説明を通して、広く複数の市民の意見を収集する必要がある場合に開催する。

2 懇談会は、自由な意見交換を通して、広く複数の市民の意見又は市民間の統一された意見を収集する必要がある場合に開催する。

3 実施機関は、説明会及び懇談会を開催しようとするときは、事前に開催日時、開催場所、議題その他必要な事項を公表しなければならない。

4 実施機関は、説明会及び懇談会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。

第4節 アンケート調査

（アンケート調査）

第14条 アンケート調査は、一定の質問形式で多くの市民の意見を収集する必要がある場合に実施する。

2 実施機関は、アンケート調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにしなければならない。

3 実施機関は、アンケート調査を実施したときは、その結果を公表しなければならない。

第5節 附属機関等の会議

（附属機関等）

第15条 市が行う事業等に関し、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申若しくは報告又は個人の知識若しくは経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合には、附属機関等を設置するものとする。

2 附属機関等の会議の開催に当たっては、事前に開催日時、開催場所、議題その他必要な事項を公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

3 附属機関等の運営に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

（会議公開の原則）

第16条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（1）当該附属機関等に係る法令その他の規程の規定により会議が非公開とされているとき。

（2）川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行うとき。

（3）当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

（会議記録の作成及び公開）

第17条 実施機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

（附属機関等の委員の選任）

第18条 実施機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置の趣旨及び審議の内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。

2 実施機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、その選任に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

第3章 意見提出

（意見提出）

第19条 実施機関は、意見提出があった場合には誠実に回答するよう努めなければならない。

2 実施機関は、意見提出により提出された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。

第4章 雑則

（市民参加の状況の公表）

第20条 市長は、毎年度1回、意見聴取の実施状況及び実施予定並びに意見提出の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（条例の見直し）

第21条 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、川口市自治基本条例附則第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成30年12月25日条例第83号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱

平成 19 年 3 月 15 日 市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成 24 年条例第 16 号。以下「条例」という。）第 16 条及び第 17 条の規定により、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(附属機関等の定義)

第 2 条 この要綱において、「附属機関等」とは、次の各号をいう。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する附属機関
- (2) 市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等

(会議公開の原則)

第 3 条 条例第 16 条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第 4 条 附属機関等は、条例第 16 条に規定する基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第 5 条 条例第 15 条第 2 項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の 7 日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由

- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

(傍聴手続等)

第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。

(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

(1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の会場において発言しないこと。

(3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。

(4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。

(6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。

(会議記録の写しの閲覧)

第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

(1) 会議の名称

- (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者
 - (5) 議題
 - (6) 公開・非公開の別
 - (7) 非公開の理由
 - (8) 傍聴人の数
 - (9) 会議資料
 - (10) 審議経過
 - (11) その他
- (運用状況の報告及び公表)

第 10 条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の 4 月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
- (4) 非公開された会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年 1 回附属機関等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

川口市朝日環境センター施設整備審議会の傍聴に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、川口市朝日環境センター施設整備審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、「川口市審議会等の会議公開に関する要綱」（平成19年3月15日市長決裁）に定めがあるもののほか必要な事項を定める。

（傍聴人の定数）

第2条 傍聴人の定員は、原則8人とする。

（傍聴の手続等）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、川口市朝日環境センター施設整備審議会傍聴申請書（様式第1号）により、事前に申し込みをしなければならない。この場合において、傍聴の受付は、前条の定員に達するまで先着順で行うものとする。

（議席への入場禁止）

第4条 傍聴人は、議席に入ることはできない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）会長が会議の妨害となると認める器物を携帯している者
- （2）会長が酒気を帯びていると認める者
- （3）前各号のほか、会長において傍聴を不適當と認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、「川口市審議会等の会議公開に関する要綱」（平成19年3月15日市長決裁）に定めがあるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- （1）帽子の類を着用しないこと。
- （2）会議中いたずらに傍聴席を離れないこと。

（違反等に対する措置）

第7条 会長が傍聴禁止を宣言し、又は退室を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年 月 日から施行する。

様式第 1 号

川口市朝日環境センター施設整備審議会傍聴申請書

年 月 日

(あて先) 川口市朝日環境センター施設整備審議会会長

氏 名 _____

私は、 年 月 日開催の川口市朝日環境センター施設整備審議会を傍聴したいので申請いたします。

会 議 の 傍 聴 要 領

傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守してください。

- 1 会長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
- 2 会議場において、発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- 3 旗、のぼり、プラカード、楽器等を使用した示威的行動をしないでください。
- 4 録音、撮影等をしないでください。
- 5 会議場内で飲食又は喫煙等、他の傍聴人の迷惑になるような行動をしないでください。
- 6 その他会議の進行を妨げるような行動をしないでください。

会場の秩序維持

傍聴人がこの要領に違反したときには、退場していただくことがあります。

様式 1

会議傍聴申込受付簿

附属機関等名 川口市朝日環境センター 施設整備審議会 (月 日開催分)

番号	氏 名
1	
2	
3	